

大分県長者原園地の指定管理候補者の選定結果について

平成30年11月8日

生活環境部自然保護推進室

1 経緯

大分県長者原園地の指定管理候補者の選定にあたり、大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会（以下、選定委員会）は、応募事業者から提出された書類の審査を行ってまいりましたが、このたび、審査・選定が終了いたしましたので、ここに結果をお知らせします。

2 選定委員会委員

委員長	小池 由明	（ 九重町観光協会 会長 ）
委員	梶原 直昭	（ 九重町区長会 会長 ）
委員	原田 敏雄	（ 税理士 ）
委員	友松 直和	（ 九重町商工観光・自然環境課長 ）
委員	橋本 昌樹	（ 大分県生活環境部自然保護推進室長 ）

3 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
○第1回選定委員会 （審査基準、スケジュール、募集要項等の検討）	平成30年 7月 6日（金）
公募開始 （公告）	平成30年 7月10日（火）
公募に関する質問受付	平成30年 7月12日（木） ～ 8月16日（木）
公募に関する現地説明会実施	平成30年 7月24日（火）
申請書の受付（申請1団体）	平成30年 9月 3日（月） ～ 9月10日（月）
応募資格等確認	平成30年 9月25日（金）
○第2回選定委員会 （ヒアリング、審査、協議・選定）	平成30年10月 9日（火）

※○は選定委員会

4 審査の方法、審査基準及び配点について

7月6日に開催した第1回大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会において、審査基準及び配点を定めました。この内容は、募集要項に記載しています。

選定基準	審査の項目	配点
1. 住民の平等な利用が確保されるとともにサービスの向上が図られるものであること	(1)施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性 (2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	60点×5人 =300点
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1)景観に配慮し、施設の利用促進を図るための具体的な手法及び期待される効果 (2)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	60点×5人 =300点
3. 管理の経費の縮減が図られるものであること	(1)施設の管理運営に係る経費の内容	20点×5人 =100点
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2)安定的な運営が可能となる組織体制 (3)安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4)類似施設の運営実績 (5)情報保護の取組	60点×5人 =300点
計		1,000点

※ 優秀指定管理者への加算

現在の指定管理者に対しては、外部有識者による大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会が、管理運営状況について5段階評価を行います。

現在の指定管理者が応募した場合、その者が5段階評価で「A」「B」の優秀な評価を得たときは、下記の加算を行うこととします。

評価結果	加算の内容
A	各選定委員の採点に10点加算する。
B	各選定委員の採点に5点加算する。

5 申請団体一覧

平成30年7月10日から9月10日までの間、公募を行い、以下の団体から申請がありました。

(受付順)

	団 体 名
1	有限会社 吉武建設
計	1団体

6 選定結果及び選定理由

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

【団体名】

有限会社 吉武建設

【選定理由】

同団体の提案は、実現可能性の高い具体的な内容となっており、利用促進(目標達成)が充分期待できる点が評価された。

自主事業によるサービス向上への取組、地域の関係機関との連携・協働、広報による利用促進の項目をはじめ多くの項目で高得点を得たため、指定管理候補者に選定した。

【指定期間】

平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)

7 審査の評価及び得点

(各団体の評価項目毎の得点、総得点及び総合評価)

別紙

(総合評価)

総合評価	
有限会社 吉武建設	提案の内容は、具体的で実現可能性が高く、施設の利用促進が期待できる点が高く評価された。 自主事業によるサービス向上への取組、地域の関係機関との連携・協働、広報による利用促進の項目をはじめ多くの項目で高い評価となった。

8 今後の予定

指定管理候補者は、選定委員会の結果をふまえて県で正式に決定され、県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定されます。

別紙

選定基準	審査の項目	内 容	有限会社 吉武建設
1	住民の平等な利用を確保する。 (大分県条例第4条第1号) (九重町条例第4条第1号)	①施設の設置目的に合致した内容であるか	12
		②県の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	13
		③団体の経営理念等は適切なものであるか	13
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①事業内容に偏りがいないか	12
		②生活弱者等への配慮があるか	10
	サービスの向上を図る。 (大分県条例第4条第1号) 施設の効用を最大限に発揮する。 (九重町条例第4条第2号)	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か
		②募集要項に示した内容への提案は適切か	54
		③自主事業の提案は施設の設置目的に照らし適切か、また効果があるものか	44
小 計			218
2	(1) 景観に配慮し、施設の利用促進を図るための具体的な手法及び期待される効果	①自然公園内の施設として、景観への配慮をしているか	36
		②広報計画等、利用促進への取組内容は効果を期待できるものであるか	78
		③地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか	66
	(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①施設管理・安全管理は適切か	26
		②維持管理は効率的に行われているか	36
小 計			242
3	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	①経費の縮減及び効率的な管理運営のために、創意工夫がなされているか、実現可能なものか	63
小 計			63
4	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	22
		②収支計画の実現可能性はあるか	18
	(2) 安定的な運営が可能となる組織体制	①職員体制は十分か	20
		②職員採用・確保の方法は適切であり、十分な見通しがあるか	11
		③職員の育成指導・研修体制等により能力の確保が図られているか	24
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	①団体の財務状況は健全であるか	24
		②金融機関や出資者等の支援体制は十分か	24
	(4) 類似施設の運営実績	①類似施設を良好に運営した実績はあるか	48
(5) 情報保護の取組	①個人情報保護の取組は十分か	33	
小 計			224
合 計			747
現在の指定管理者の管理運営状況についての県庁財政改革推進委員会指定管理者評価部会による5段階評価結果		A	50
総 得 点 (1,000点満点)			797